
第6回 飯南町議会定例会会議録（第3日）

令和7年12月12日（金曜日）

議事日程（第3号）

令和7年12月12日 午前9時開議

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 討論・採決
- 日程第3 議案第75号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第76号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第77号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第78号 飯南町会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第79号 令和7年度飯南町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第80号 令和7年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第81号 令和7年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第82号 令和7年度飯南町病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第83号 令和7年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第84号 令和7年度飯南町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 陳情第3号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める陳情
- 日程第14 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 討論・採決
- 日程第3 議案第75号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第76号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第77号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 日程第 6 議案第 78 号 飯南町会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 79 号 令和 7 年度飯南町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 議案第 80 号 令和 7 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 81 号 令和 7 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 82 号 令和 7 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 11 議案第 83 号 令和 7 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 84 号 令和 7 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 陳情第 3 号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める陳情
- 日程第 14 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

出席議員（10 名）

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	内 藤 眞 一	4 番	高 橋 英 次
5 番	安 部 誠 也	6 番	景 山 登 美 男
7 番	安 部 丘	8 番	平 石 玲 児
9 番	岸 光 研	10 番	高 橋 徹

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 藤 原 一 也 書 記 渡 邊 信 太 朗

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	曾 田 卓 文
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	永 井 あ け み	防 災 危 機 管 理 室 長	田 村 剛
ま ち づ くり 推 進 課 長	藤 原 清 伸	住 民 課 長	野 津 史 昭
保 健 福 祉 課 長	安 部 農	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	深 石 尚 志	産 業 振 興 課 総 括 監	本 間 康 浩

建設課長 森山 篤 基幹支所長 渡邊博司
病院事務長 高橋克裕 会計管理者 高木ゆかり
代表監査委員 那須照男

欠席した職員の氏名

午前9時00分開会

○議長（早樋 徹雄） 改めましておはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

はじめに、総務厚生常任委員会委員長、6番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、景山議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 6番。

おはようございます。ただ今より委員会審査報告を行います。

.....
令和7年12月12日

飯南町議会議長 早樋 徹雄 様

総務厚生常任委員会

委員長 景山 登美男

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第63号。件名、飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について。審査の結果、原案可決。

議案第64号、飯南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決。

議案第65号、飯南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決。

議案第66号、飯南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の

制定について、原案可決。

議案第 67 号、飯南町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 68 号、飯南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 69 号、財産（土地）の取得について、原案可決。

議案第 70 号、令和 7 年度特別養護老人ホーム建設予定地造成工事（1 工区）請負契約の締結について、原案可決。

議案第 72 号、令和 7 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

議案第 73 号、令和 7 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 74 号、令和 7 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

.....
以上でございます。

○議長（早樋 徹雄）これで委員長報告を終わります。ただちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、3 番、内藤眞一議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、内藤議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） はい。

審査報告をいたします。

.....
令和 7 年 12 月 12 日

飯南町議会議長 早樋 徹雄 様

予算特別委員会

委員長 内藤 眞一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第 71 号。件名、令和 7 年度飯南町一般会計補正予算（第 4 号）。審査の結果、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄）これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
委員長は自席へお帰りください。

日程第2 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、討論・採決を行います。

まず、討論を行います。はじめに条例関係について討論を行います。

議案第63号、飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてから議案第68号、飯南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件に対する討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

私は、議案第68号、飯南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本条例改正案は、後期高齢者医療保険の保険料について、令和9年度より暫定賦課を廃止し、7月から翌年3月までの9カ月間で年間保険料を納付させようとする条例改正案であります。

これまで、後期高齢者医療保険料を「普通徴収（納付書・口座振替）」により納めている方は、当年度分の保険料を4月～6月分に徴収される暫定賦課と、7月～翌年3月分として徴収される本算定賦課に分けて通知されてきました。暫定賦課が廃止されると、確定した保険料を9カ月間で支払うこととなります。当然、支払い月の保険料は高くなります。

議案の説明の際、滞納を増やす原因にならないかと指摘しましたが、否定はされませんでした。支払う月とそうでない月が存在することが納付月を誤る場合があり、滞納の原因になることも考えられます。

年金からの天引きで徴収される特別徴収により保険料を納めている人は納付回数の変更はありません。納付は年金支給月の4月・6月・8月・10月・12月・2月の計6回であります。

ネットで各市町村の説明を読んできましたが、複雑でわかりづらい制度だったのが解消される、こういうことが一番多く述べられております。それと、二通りの納付制度になることや、年度の途中で普通徴収と特別徴収が切り替わる場合があり、その際は説明通りにならない

いことがあることから、複雑さは解消されないと考えられます。

私は、暫定賦課は、急激な保険料の変更を防ぐための有効な手段と考えています。そういう意味から、もっと有効な支払い方法を見つけるまでは現行の保険料徴収がよりよい方法とと思っています。

また、本改正は2027年度の施行とされ、「2026年度は周知期間とする」このような説明がありました。そうであれば、周知期間においてきちんと周知したのちの条例改正が妥当と考えています。健康保険の制度は、社会保障の一環であります。慎重に、丁寧に対応することが求められます。

以上の観点から、本条例改正に反対するものであります。終わります。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、安部丘議員。

○7番（安部 丘） 7番。

私は、議案第68号、飯南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

本件は、本年9月定例会において、総務厚生常任委員会にて、後期高齢者の暫定税率廃止について、担当課より、その理由と廃止に向けてのスケジュールについて説明を受けております。

今回はそのスケジュールに沿った議案の上程がなされたものです。

暫定賦課廃止の理由は、総務省が進める自治体システム標準化において、後期高齢者医療保険の普通徴収業務のシステム仕様で暫定賦課が廃止されたことによるものです。

本町としても、暫定賦課を継続すべく、オプション機能として要望をいたしておりましたが、開発元、運用先ともにシステム移行期間における対応はできないとの回答であり、オプションを断念せざるを得ない状況に至っております。

また、暫定賦課廃止に向けたスケジュールは、今議会で議決を経て、来年度の本徴収通知にあわせて事前予告通知を同封し、当該住民200名余に周知を図る予定としております。

これらの理由から、後期高齢者医療の保険料徴収を円滑に進めるためには不可欠な条例であり、条例改正であり、賛成するものです。以上終わります。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議決関係について討論を行います。

議案第69号、財産（土地）の取得について及び議案第70号、令和7年度特別養護老人ホーム建設予定地造成工事（1工区）請負契約の締結についての2件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、予算関係について討論を行います。

はじめに、議案第 71 号、令和 7 年度飯南町一般会計補正予算（第 4 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、特別会計、公営企業会計予算について討論を行います。

議案第 72 号、令和 7 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）から議案第 74 号、令和 7 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）までの 3 議案に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、議案第 63 号、飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 63 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 63 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号、飯南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 64 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 64 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号、飯南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 65 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 65 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号、飯南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 66 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 66 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号、飯南町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 67 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 67 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号、飯南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 68 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。

したがって、議案第 68 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号、財産（土地）の取得についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 69 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 69 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号、令和 7 年度特別養護老人ホーム建設予定地造成工事（1 工区）請負契約の締結についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 70 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 70 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号、令和 7 年度飯南町一般会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 71 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 71 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号、令和 7 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 72 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 72 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号、令和 7 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 73 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 73 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号、令和 7 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 74 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（早樋 徹雄） 次に、日程第3に入る前に報告をいたします。

12月11日、議会運営委員会が開催され、追加提出議案と開会中に提出のあった陳情については本日の日程に予め加えて議題としておりますので、ご報告します。

ここで休憩いたします。本会議の再開は9時40分といたします。

午前9時25分休憩

.....

午前9時38分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

最初に、町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

ただいまは、提案いたしました全議案につきまして、原案どおり可決をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

そして、追加議案をお願いしたところ、本日の日程に追加いただき、ありがとうございます。

追加の議案につきましては、条例関係では、議員の報酬、特別職の給与、及び職員の給与条例の一部改正、会計年度任用職員の報酬等条例の一部改正など4議案。予算関係では、給与等の条例改正に伴う報酬及び人件費の追加、並びに物価高対策として実施する全町民を対象とした生活応援事業や、賃上げ等の影響を受ける商工業者及び医療・介護・障がい関係事業所への支援事業などを含む一般会計補正予算及び各特別会計・事業会計補正予算の6議案、併せて10議案を提案するものであります。

給与等の条例改正につきましては、島根県人事委員会の給与改定の勧告を受け、島根県職員の給与改定が決定されたことから、人事委員会を置かない本町としては、この改定に準拠して改正する内容としております。

これら10議案につきましては、いずれも早期に執行したいことから、追加の議案とし提案するもので、ご審議をいただきまして、適切なるご議決をお願いいたします。

詳細には、担当課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第3 議案第75号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、議案第75号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。それでは議案第75号について説明します。

飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成20年飯南町条例第32号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月12日 提出。飯南町長。

続く1ページには改正文をつけておりますが、読み上げは省略し、2ページの説明資料にて説明します。

はじめに、1提案理由です。

島根県議会議員の期末手当支給割合に準じて、期末手当の支給割合の改正を行うものです。

続いて、2改正条例の概要です。

今年度は昨年度同様、0.1月のプラス改定であり、令和7年度については12月支給分に0.1月を加えて、100分の170から100分の180に改正するもの。

令和8年度以降については、0.1月を6月と12月に分けて、0.05月ずつ加算し、改正後の欄に記載している100分の175に改正するものです。

3施行期日は、令和7年度については、12月期末手当に反映するため、本年12月1日から適用とし、令和8年度以降については、令和8年4月1日としております。

3ページから4ページには新旧対照表をつけておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

まず、反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

議案第 75 号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本条例改正は、議員の期末手当の支給割合を引き上げるためのものです。今、長引く異常な物価高騰で、町民生活は厳しい状況に置かれている人が多く、今の本町経済や町民生活の実態を見たときに議員の期末手当を上げることは望ましくないと思います。働く者においては実質賃金の減少など、一層厳しさが増しているのが現状であります。

この状況の下で、議員の期末手当を引き上げることに、町民の理解は得られないと考えます。よって本案に反対するものであります。

12月3日の山陰中央新報は、鳥取県議会が、県人事委員会の勧告を受けて予定していた、議員報酬引き上げを据え置き、期末手当についても据え置くことを報道しています。県議会議長のコメントとして、「物価高で県民が苦しむ中、議員の所得向上は県民感情に合わない」と報道しています。本町においては、県に倣って期末手当を引き上げてきました。倣うべきは今回の鳥取県議会の姿勢と考えています。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

○4番（高橋 英次） 議長。4番。

○議長（早樋 徹雄） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 英次） はい。

4番議員の高橋でございます。ただいまより討論を行います。

私は、議案第 75 号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

まず、議員の報酬や手当は、私たち議員がその職務に専念できる環境を整備し、また優秀な人材が立候補しやすい土壌を作るための重要な要素であります。

先の3月定例会におきまして、報酬審議会の答申を得て、議員の報酬改定が行われ、それを持ちまして、本年7月に実施されました議会議員選挙で当選した、この議場にいます新しい10人の議員の報酬の支給開始から、改定された額での支給となりました。

そして今回の選挙であります。若い人を含めた新人2人の立候補もあり、無投票当選ではなく、有権者の皆様に選挙を実施していただき、住民の負託を得ての議員の選出となりましたことは、議会運営におきましても重い責任がもたらされ、ひいては議会の機能と人材の質の維持・向上に資するものとなり、先の報酬改定をなし得たことが、大変重要な意義をもたらしたものと確信を抱いたところでございます。

なりて不足が全国的な課題となっている昨今、議員の報酬がその職責に見合わないと思なされた時には、生活基盤をもって生活を行っている人材、特に若い世代や女性に対して、大きな壁を感じさせ、立候補をためらい、結果、議会の多様性と活性化が損なわれることにもつながりかねません。報酬及び期末手当の改正への障害もまたしかりだと思います。

本議案であります議案第 75 号につきましては、島根県議会議員の期末手当支給割合に準じ

での改正であります。県議会議員と町議会議員では、活動範囲や権限に違いはあるかと思いますが「地方自治を担う」という本質的な役割は共通していると、わたくしは思うところでございます。

以上、縷々理由を述べてまいりましたが、本案に対しまして、議員の皆様のご理解とご賛同をいただき、可決されることを強く求めまして私の賛成討論と致します。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 75 号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。

したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 76 号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 4、議案第 76 号、飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。それでは議案第 76 号について説明します。

飯南町特別職の職員の給与に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 36 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 12 日 提出、飯南町長。

続く 1 ページには、改正文をつけておりますが、読み上げは省略し、2 ページの説明資料にて説明します。

はじめに、1 提案理由です。島根県特別職の期末手当支給割合に準じて期末手当の支給割合の改正を行うものです。

続いて、2 改正条例の概要です。

今年度は昨年同様、0.1 月のプラス改定であり、令和 7 年度分については、12 月支給分に 0.1 月を加え、100 分の 170 から 100 分の 180 に改正するもの。

令和 8 年度以降については、0.1 月を 6 月と 12 月に分けて 0.05 月ずつ加算し、改正後の

欄に記載している 100 分の 175 に改正するものです。

3 施行期日は、令和 7 年度については、12 月期末手当に反映するため、本年 12 月 1 日から適用とし、令和 8 年度以降については、令和 8 年 4 月 1 日としています。

3 ページから 4 ページには新旧対照表をつけておりますので、ご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

まず、反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

議案第 76 号、飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本改正案は、特別職の職員の期末手当の支給割合を引き上げるためのものです。先ほど、議員の報酬についても討論しましたが、長引く異常な物価高騰の中、町民生活は、厳しい状況であります。本町の経済、あるいは町民生活の実態を見たときに、特別職の期末手当を上げることは望ましくないと思います。

働く者においては、実質賃金の目減りなど、一層厳しさが増しているのが現状であります。この状況の中で、特別職の期末手当を引き上げることに、町民の理解は得られないと考えております。

よって、本案に反対するものであります。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、平石議員。

○8 番（平石 玲児） 8 番。

私は、議案第 76 号、飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場から討論いたします。

本条例改正は、島根県の特別職における期末手当の支給割合に準じて、飯南町の特別職の期末手当を、適正な水準に見直すものです。

国や県の基準に合わせることは、給与体系の公平性、整合性を保つ上で必要であり、町の

行政運営の信頼性にもつながります。

特別職の給与や期末手当は、町の意味決定を担う責任の重さに見合った水準を維持することが求められます。今回の改正は、その責任と役割を踏まえ、適正な処遇を確保するためのものと判断いたします。

以上の理由から、本条例改正案に賛成するものです。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 76 号、飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。

したがって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 77 号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 5、議案第 77 号、飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。議案第 77 号について説明します。

飯南町職員の給与に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 39 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 12 日 提出。飯南町長。

次の 1 ページから改正文をつけておりますが読み上げは省略しまして、18 ページの説明資料にて説明を行います。18 ページをお開きください。よろしいでしょうか。

はじめに、1 提案理由です。

島根県人事委員会の勧告に準じて、給与表及び諸手当の改正を行うものです。

続いて、2 改正条例の概要です。

まずはじめに、(1) 給与表の改正ですが、島根県人事委員会の勧告に準じて給与表の水準について、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても大幅な引上げを行うもので、平均 3.29%の引上げを行うものです。

続いて、(2) 期末手当の支給割合の改正です。

まずはじめに、今年度の改正は、島根県人事委員会の勧告に準じ、期末勤勉手当合わせて

0.1月のプラス改定であり、期末勤勉手当ともそれぞれ0.05月を加算することになっています。

これにより、令和7年度については、12月支給分に0.05月を加えて、100分の120から100分の125に改正するもの。

令和8年度以降については、0.05月を6月と12月に分けて0.025月ずつ加算し、改正後の欄に記載しています100分の122.5に改正するものです。

なお括弧書きで、再任用職員の改正についても同様に記載をしています。

続いて(3)勤勉手当支給割合の改正です。

期末手当同様に、令和7年度については、12月支給分に0.05月を加え、100分の100から100分の105に改正するもの。

ページめくっていただきまして19ページです。令和8年度以降については、0.05月を6月と12月に分けて0.025ずつ加算し、改正後の欄に記載している100分の102.5に改正するものです。

こちらも同様に、括弧書きで再任用職員の改正について記載しています。

3施行期日ですが、(1)給与表の改正及び(2)期末手当(3)勤勉手当の令和7年度については、本年4月1日に遡及して適用とし、(2)期末手当(3)勤勉手当の令和8年度以降については、令和8年4月1日としています。

20ページから新旧対照表をつけておりますので、あわせてご確認ください。

議案第77号についての説明は以上です。

○議長(早樋 徹雄) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第77号、飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(早樋 徹雄) 起立全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第78号 飯南町会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部
を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 次に、日程第6、議案第78号、飯南町会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。議案第78号について説明します。

飯南町会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例（令和元年飯南町条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月12日 提出、飯南町長。

1ページから改正文をつけておりますが読み上げは省略し、3ページの説明資料にて説明をします。

はじめに、1提案理由です。

先ほどの議案第77号、飯南町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い会計年度任用職員に支給する報酬の上限額、及び、期末勤勉手当の支給割合の改正を行うものです。

続いて、2改正条例の概要です。

まずはじめに、（1）報酬の上限額の改正です。

職員の給与表改定に伴い、給料月額を基準としている会計年度任用職員の報酬の上限額について改正するものです。

一般業務に従事する者から、軽作業に従事する者まで、6つの種別に分けて、その上限額を定めており、最も多い一般業務に従事する者で、日額で600円、月額で9,900円、時間額で80円のプラス改定としています。その他の種別についてはご覧のとおりです。

続いて、（2）期末手当の支給割合の改正です。

会計年度任用職員についても、職員と同様に、期末勤勉手当を合わせて0.1月のプラス改定であり、期末勤勉手当とも、それぞれ0.05月を加算することとしています。

これにより、令和7年度については、12月支給分に0.05月を加えて、100分の120から100分の125に改正するもの。

ページめくっていただきまして4ページです。令和8年度以降については、0.05月を6月と12月に分けて0.025月ずつ加算し、改正後の欄に記載している100分の122.5に改正するものです。

続いて、（3）勤勉手当の支給割合の改正です。

期末手当と同様に、令和7年度については、12月支給分に0.05月を加えて、100分の100から100分の105に改正するもの。

令和8年度以降については、0.05月を6月と12月に分けて、0.025ずつ加算し、改正後の欄に記載している100分の102.5に改正するものです。

3 施行期日ですが、(1) 報酬の上限額の改正及び(2) 期末手当(3) 勤勉手当の令和7年度については、本年4月1日に遡及して適用とし、(2) 期末手当(3) 勤勉手当の令和8年度以降については、令和8年4月1日としています。

5 ページからは、新旧対照表をつけておりますので、あわせてご確認ください。

議案第78号については以上です。

○議長(早樋 徹雄) これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第78号、飯南町会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(早樋 徹雄) 起立全員です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第79号 令和7年度飯南町一般会計補正予算(第5号)

○議長(早樋 徹雄) 日程第7、議案第79号、令和7年度飯南町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

はじめに総括について説明を求めます。

○副町長(曾田 卓文) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 曾田副町長。

○副町長(曾田 卓文) 番外。議案第79号について説明します。

令和7年度飯南町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,955万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,058万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年12月12日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ目です。第1表 歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。補正前の額に3,854万9千円を追加し、41億9,368万7千円。

款、国庫支出金。補正前の額に1億3,100万8千円を追加し、6億5,373万7千円。

歳入合計。補正前の額に1億6,955万7千円を追加し、82億3,058万2千円。

次のページをお願いします。続いて3ページ目、歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、議会費。補正前の額に49万6千円を追加し、6,623万円。

款、総務費。補正前の額に1,355万円を追加し、15億6,537万円。

款、民生費。補正前の額に1,929万2千円を追加し、16億643万8千円。

款、衛生費。補正前の額に3,328万2千円を追加し、8億8,417万6千円。

款、農林水産業費。補正前の額に285万6千円を追加し、7億783万1千円。

款、商工費。補正前の額に8,990万3千円を追加し、4億4,965万2千円。

款、土木費。補正前の額に212万9千円を追加し、6億8,232万3千円。

款、教育費。補正前の額に804万9千円を追加し、5億5,278万5千円。

ページをおめくりください。次のページ、歳出合計。補正前の額に1億6,955万7千円を追加し、82億3,058万2千円。

次のページをお願いします。5ページ、第2表、繰越明許費補正、追加です。

款、民生費、項、児童福祉費。事業名、物価高対応子育て応援手当支給事業480万円は、申請による支給分の一部が年度内に終了しない可能性があるため繰り越すものです。

款、商工費、項、商工費。事業名、商業活性化重点支援事業5,120万円は、い〜にゃんPAYにより配布する応援ポイントの使用期限が年度をまたがること、また、商工業者の応援金の支給の一部が年度内に終了しない見込みのため繰り越すものです。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

それでは6ページから事項別明細書ですが、めくっていただきまして7ページ、1総括です。歳入は説明を省略し、8ページ歳出についてです。

歳出合計の補正額の財源内訳ですが、後ほど説明します国の経済対策に係る重点支援地方交付金については、従来、一般財源と同じ扱いとしております。

したがって、今回は子育て応援手当に係る国庫支出金が1,312万円の増、一般財源1億5,643

万7千円の増です。

続いて9ページです。2歳入です。概要説明資料は1ページになります。款、項、目ともに地方交付税、普通交付税を給与改定に伴う増の財源としています。

続いて、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額。

目、民生費国庫補助金は、物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、子育て応援手当の支給に対して交付される補助金10分の10補助です。歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 次に歳出について、関係課長から順次説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

続きまして、10ページ、3歳出です。概要説明資料は2ページからになります。

款、項、目ともに議会費。一般職人件費より、これ以降ですね給与改定に伴う人件費の補正55事業と、給与改定に伴う特別会計、公営企業会計への繰出金補助金4事業、計59事業ございますが、後ほど給与費明細書それからそれぞれの事業会計で説明しますので、個別の説明は省略いたします。

なお、給与改定に伴う人件費以外の経済対策に係る事業と補助金については、担当課より個別に説明いたします。

○住民課長（野津 史昭）

そうしますと、予算書は13ページ、概要説明資料は3ページのほうご覧ください。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。物価高対応子育て応援手当支給事業、こちらにつきましては、国の経済対策によるものとなりますが、物価高対応子育て応援手当の支給による増額です。

対象児童は1人当たり2万円の支給額となりますが、対象児童数は600人と見込んで計上しております。

○保健福祉課長（安部 農）

予算書14ページをお願いします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。地域包括ケア推進事業は、町内医療介護福祉事業所の物価高騰等に対する応援金の増額です。

○病院事務長（高橋 克裕）

続いて、目、病院費。飯南町病院事業会計補助金については、病院事業が物価高騰等の影響を大きく受けているため、重点支援地方交付金を活用し、物価高騰等対応のため、一般会計から繰り出しをするものです。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

予算書 16 ページ、説明資料 4 ページです。

款、商工費、項、商工費、目、商工振興費。商業活性化重点支援事業につきましては、物価高などに対する商工業者支援策として、従業員規模を基準とした応援補助金の増額、また同じく、物価高騰に対する生活者支援策として、生活応援ポイントを付与することによる増額です。生活応援ポイントの対象は全町民約 4,300 人、付与額は 1 人当たり 1 万 5,000 円です。

○総務課長（永井 あけみ）

続いて、給与費明細書 20 ページになります。

はじめに、1 特別職についてです。

先ほど、議案第 76 号で説明しました特別職の期末手当の支給割合プラス 0.1 月の改定による増額です。なお、令和 7 年度においては、町議会議員選挙により、在職期間が短い議員もおられることから、議員の期末手当についての増額はありません。

比較の欄をご覧ください。比較の欄で、長等、これは町長、副町長で合計 18 万 9,000 円の増。その他、これは教育長になりますが、合計 7 万 9,000 円の増です。

続いて 21 ページ、2 一般職（1）総括になりますが、続く 22 ページ、ア、イの合計となりますので、22 ページの資料で説明します。

まず、はじめに、アの会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職員について比較の欄をご覧ください。

まず給与費ですけれども、先ほど議案第 77 号で説明しました給与の改定、プラス 3.29%、期末勤勉手当の支給割合の改正、プラス 0.1 月の改定による増額になります。令和 7 年 4 月まで遡及して適用するため、その差額を計上しています。給料で 1,208 万 7,000 円の増、職員手当で 767 万 5,000 円の増です。共済費は、給与費増に伴う増額により 285 万 4,000 円の増となっています。

また、職員手当についてはその下にある、職員手当の内訳をご覧ください。こちらも比較の欄になりますが、期末手当、プラス 0.05 月、勤勉手当プラス 0.05 月の改定による増額をそれぞれ計上しています。

一般会計に属する職員 86 名分で総額は 2,261 万 6,000 円となっています。

続いて、その下のイ会計年度任用職員です。同じく比較の欄をご覧ください。

まず職員数が 1 名増の 66 名となっておりますが、11 月より担い手支援センターに専任職員を配置したことに伴う増であり、勤務時間数により雇用形態が会計年度任用職員となったものです。

続いて、給与費ですが、議案第 78 号で説明しましたとおり、職員の給与月額、一級を基準としており、このたびの改定により、報酬で 724 万 6,000 円の増、職員手当で 345 万 8,000 円が増額となります。

職員手当の内訳については、一般職同様、期末勤勉手当の増額、それから 11 月より採用した職員 1 名の通勤手当について増額計上しています。

一般会計に属する会計年度任用職員 66 名であります。給与改定によるその総額は 1,264 万 9,000 円となります。

また、一般会計全体では、高水準の給与改定の影響によりまして、20 ページの特別職 21 ページの一般職を合わせて、3,553 万 3,000 円という大きな増額となったところです。

23 ページには、給料及び職員手当の増減額の明細、それから、24 ページには、給料及び職員手当の状況を記載しておりますので、ご確認ください。議案第 79 号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 79 号、令和 7 年度飯南町一般会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。議案第 79 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 80 号 令和 7 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第 8、議案第 80 号、令和 7 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第 80 号について説明します。

令和 7 年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 4,559 万 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月12日 提出。飯南町長。

次の2ページをお願いします。第1表 歳入歳出予算補正です。はじめに歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、繰入金。補正前の額に26万8千円を追加し4,696万4千円。

歳入合計。補正前の額に26万8千円を追加し、6億4,559万2千円。

3ページをお願いします。歳出です。款の合計額を読み上げます。

款、総務費。補正前の額に26万8千円を追加し、2,556万5千円。

歳出合計。補正前の額に26万8千円を追加し、6億4,559万2千円。

続きまして事項別明細書、5ページの1総括。歳入の説明は省略し、6ページをお願いします。歳出ですが補正額の財源内訳は全てその他特定財源です。

7ページをお願いします。説明資料は6ページです。2歳入です。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。職員給与費等繰入金は給与改定による増額です。

8ページをお願いします。3歳出です。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般職人件費は給与改定による増額です。

次ページ以降に給与費明細書を添付していますが、一般会計に準じて作成しておりますのでご覧ください。議案第80号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第80号、令和7年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第81号 令和7年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第3

号)

○議長（早樋 徹雄） 日程第9、議案第81号、令和7年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第81号について説明します。

令和7年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,280万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月12日 提出。飯南町長。

次のページです。第1表 歳入歳出予算補正です。歳入。款について読み上げます。

款、繰入金。補正前の額に152万6千円を追加し、1,469万7千円。

歳入合計。補正前の額に152万6千円を追加し4,280万2千円。

次のページ、歳出です。

款、訪問看護事業費。補正前の額に152万6千円を追加し、4,260万2千円。

歳出合計。補正前の額に152万6千円を追加し4,280万2千円。

次のページから事項別明細書です。

5ページ、1、総括。歳入については説明を省略し、次の6ページ、歳出です。歳出合計の補正額の財源内訳は全てその他特定財源です。

7ページです。2歳入。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。こちらは歳出の増額分について一般会計から繰り入れるものです。

次の8ページです。3歳出。款、項、目、訪問看護事業費は、給与改定による正規職員、会計年度任用職員の人件費の増額です。

次ページから給与費明細書をつけておりますが、一般会計に準じて作成しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

議案第 81 号、令和 7 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 82 号 令和 7 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第 10、議案第 82 号、令和 7 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第 82 号について説明します。

第 1 条 令和 7 年度飯南町病院事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第 1 款、病院事業収益。既決予定額に 2 千万円を追加し、10 億 7,065 万 9 千円。

第 2 項、医業外収益。既決予定額に 2 千万円を追加し、3 億 1,812 万 6 千円。

支出。第 1 款、病院事業費用。既決予定額に 2,707 万 9 千円を追加し、12 億 6,529 万 2 千円。

第 1 項、医業費用。既決予定額に 2,707 万 9 千円を追加し、12 億 5,546 万 7 千円。

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）給与費。既決予定額に 2,707 万 9 千円を追加し、7 億 4,400 万 3 千円。

令和 7 年 12 月 12 日 提出。飯南町長。

次のページ、実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。目、他会計補助金。既決予定額に 2 千万円を追加し、2 億 9 千万円。支出。目、給与費。既決予定額に 2,707 万 9 千円を追加し、7 億 4,400 万 3 千円。

次のページから明細書です。

1. 収益的収入及び支出。収入です。目、他会計補助金。一般会計補助金については物価高騰等対応として重点支援地方交付金を活用し、一般会計から繰入れを行うものです。

支出。目、給与費については、給与改定による病院職員の人件費の増となります。

次ページから予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表をつけておりますが、説明は省略しますので、ご確認いただければと思います。説明は以上になります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第 82 号、令和 7 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 83 号 令和 7 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第 11、議案第 83 号、令和 7 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第 83 号について説明します。

第 1 条 令和 7 年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、支出。第 1 款、簡易水道事業費用。既決予定額に 63 万 2 千円を追加し、2 億 5,647 万 1 千円。

第 1 項、営業費用。既決予定額に 63 万 2 千円を追加し、2 億 3,995 万 1 千円。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,976 万 4 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,100 万 9 千円。過年度損益勘定留保資金 875 万 5 千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入。第 1 款、資本的収入。既決予定額に 63 万 2 千円を追加し、2 億 9,301 万 4 千円。

第 5 項、一般会計出資金。既決予定額に 63 万 2 千円を追加し、8,991 万 5 千円。

次に2ページです。第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 総係費。既決予定額に63万2千円を追加し、1,705万7千円。

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,508万円に改める。

令和7年12月12日 提出。飯南町長。

次に3ページ、実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的支出。目、総係費。既決予定額に63万2千円を追加し、1,705万7千円。

2. 資本的収入。収入。目、一般会計出資金。既決予定額に63万2千円を追加し、8,991万5千円。

次に4ページ。明細書です。説明資料は9ページです。

1. 収益的支出。目、総係費は、このたびの給与改定に伴う職員2名分の人件費を増額するものです。

次に5ページ、2資本的収入。目、一般会計出資金は、人件費の増に伴う一般会計からの繰入金を増額です。

次の6ページ、予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましては、ご覧ください。議案第83号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第83号、令和7年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第84号 令和7年度飯南町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第12、議案第84号、令和7年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第 84 号について説明します。

第 1 条 令和 7 年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、支出。第 1 款、下水道事業費用。既決予定額に 29 万 4 千円を追加し、3 億 2,112 万 3 千円。

第 1 項、営業費用。既決予定額に 29 万 4 千円を追加し、2 億 9,553 万 4 千円。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,271 万 6 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 470 万 2 千円、過年度損益勘定留保資金 801 万 4 千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入。第 1 款、資本的収入。既決予定額に 29 万 4 千円を追加し、2 億 5,575 万 2 千円。

第 5 項、一般会計出資金。既決予定額に 29 万 4 千円を追加し、6,043 万 3 千円。

次に 2 ページ、第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 総係費。既決予定額に 29 万 4 千円を追加し、1,097 万 4 千円。

第 5 条 予算第 9 条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を 4,754 万 5 千円に改める。

令和 7 年 12 月 12 日 提出。飯南町長。

次に 3 ページ。実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的支出。目、総係費。既決予定額に 29 万 4 千円を追加し、1,097 万 4 千円。

2. 資本的収入。目、一般会計出資金。既決予定額に 29 万 4 千円を追加し、6,043 万 3 千円。

次に 4 ページ、明細書です。説明資料は 11 ページです。

1. 収益的支出。目、総係費は、このたびの給与改定に伴う職員 1 名分の人件費を増額するものです。

次に 5 ページ、2、資本的収入。説明資料は 12 ページです。目、一般会計出資金は人件費増に伴う一般会計からの繰入金を増額です。

次の 6 ページ、予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましては、ご覧ください。議案第 84 号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第84号、令和7年度飯南町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第13 陳情第3号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める陳情

○議長（早樋 徹雄） 日程第13、陳情第3号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める陳情を議題といたします。

議会の開会中に、陳情1件を受理しております。陳情文書表と陳情書の写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。

陳情第3号、政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める陳情は、教育経済常任委員会に付託して、閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、教育経済常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第14 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 日程第14、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から目下、それぞれの委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきましたので、閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

その前に、先ほど追加提案の挨拶の際、私から「原案どおり承認・可決・・・」と申しましたが、今回、追加提案につきましては専決処分等の承認案件はありません。承認の文言を削除いただきますようお願いいたします。

今月2日に開会した本定例会であります。議員各位には、連日にわたりまして慎重にご審議をいただきました。ただ今は、追加議案も含めまして提案いたしました全議案につきまして、原案どおりの可決をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

なお、追加提案いたしました給与等の改正につきましては、討論におきまして議員から反対・賛成のそれぞれご意見もいただいたところであります。私を先頭に、このたびの給与等の改正に恥じないよう、しっかりと職務を遂行することで、町民の生活を守るべく、住民福祉の向上に取り組んでまいります。

さて、今月に入ってから寒波が一時的に強まりまして、本町でも薄らと雪化粧となった日もありましたが、その後は寒さも和らいだ日が続いております。今後の気象が気になるころではありますが、近年日本海の海水温の上昇で雪がより降りやすい環境になってきているとも言われております。本町の堀江気象アドバイザーからは、年末にかけて、具体的にはクリスマスあたりぐらいからと聞いておりますが、積雪を伴う寒波が強まるとお聞きしております。

こうした中、「琴引スキー場」につきましては、来週の16日火曜日に安全祈願祭が執り行われる予定となっております。そして19日金曜日が今シーズンのオープン日と聞いております。今シーズンから自動改札システムを導入いたしまして、ICリフト券による利用となります。ネットでも事前に購入もできるため、受付することもなく直接ゲレンデに行ってすぐ滑ることも可能になり利便性も高まったと思っております。

また、このシステムの導入によりまして顧客管理ですね、そうしたことによりまして、色々

なデータの収集等が容易になります。こうした新たなシステムの導入によりまして、琴引スキー場の更なる魅力アップにもつながり、多くの方にスキーやスノーボードを楽しんでいただきたいと思えます。

これまでも申しておりますが、スキー場は本町が誇れるまちの魅力の一つでもありまして、シーズンを通して大きな事故もなく運営ができることを願っております。

先程可決いただきました補正予算として実施いたします、全町民を対象とした生活応援ポイントにつきましては、物価高騰対策のための事業として、町民の皆様も期待されている事業であり、できる限り早期の実施に努めてまいります。

また、商工事業者への物価高騰等対策応援金、医療・介護・障がい施設物価高騰等対策応援金につきましても、同様に早期の執行に努めてまいります。

これからは厳寒期に入っておりますが、去年は数年ぶりの大雪に見舞われました。今後は気温が低く、降雪量も増えていきますので、除雪作業をはじめ、水道管の管理など住民生活に不便をかけないようにしっかりと対応してまいります。

本会議及び常任委員会を通じましていただきましたご意見、そしてご指導につきましては、今後の予算執行、並びに日々の事務事業の推進に、また、今後の施策の立案など行政執行に活かすよう努めてまいります。

最後になりましたが、議員各位には、今後とも変わらぬご指導をお願い申し上げるとともに、来る令和8年が穏やかな年となり、町民の皆様が笑顔で安心して暮らせる一年となることを心より祈念いたしまして、閉会にあたってのお礼のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和7年第6回飯南町議会定例会を閉会いたします。たいへんご苦労さまでございました。

午前10時51分閉会
